

第2部 組織対応マニュアル

I いじめ問題に取り組む体制の整備 <<いじめ対策委員会組織>>

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的(未然防止)」な取り組みをあらゆる教育活動において展開することが求められる。

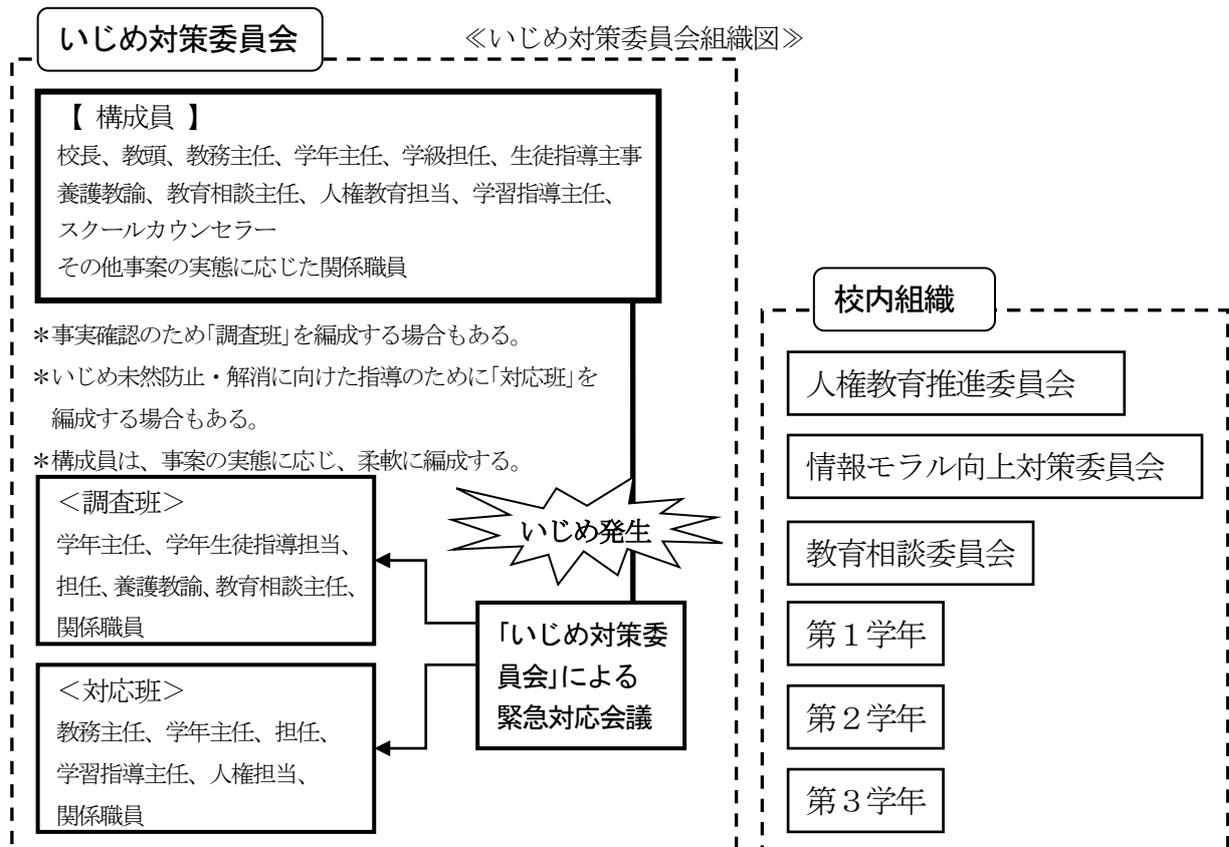
本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、校長が任命した「いじめ対策委員会」を設置し、その委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。

また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の実態や地域の実態に応じた取り組みを展開することが大切である。

1 いじめ対策委員会の設置について

いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、教務主任、学年主任、学級担任、生徒指導主事(いじめ対策主任)、養護教諭、教育相談主任、学習指導主任、人権教育担当、スクールカウンセラーを構成員として設置。

なお、メンバーは実態等に応じ、柔軟に対応することも考える。いじめ対策に特化した役割を示す。



①「いじめ対策委員会」は、「悩みアンケート」調査後、必要に応じて開催する。

②いじめ事案発生時は、「いじめ対策委員会」による緊急対応会議を開催し、事案に応じて「調査班」や「対応班」を編成し、校内組織の関係組織と協力しながら対応する。

③いじめ対策委員会での内容や事案についての対応については、職員会議にて報告し、役割分担等周知